⑽　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、仕様書等、及び手続に変更が生じる可能性がある。
⑾　本工事に関係する電気工事は別途発注とする。電気工事担当者と連絡調整をとり、本工事を進めること。
⑿　本工事は、現場周辺の近隣住民に騒音・振動等の影響を及ぼさないように請負者の責任において施工すること。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）、又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められた者でないこと。
⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評価値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。
⑸　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る）。なお、八王子支社が認める外国での施工実績を含む。
①　単体､又は共同企業体の場合の代表者は、ア）、及びイ）のすべての施工実績を有すること。
ア）階数地上８階以上、かつ延べ床面積10,000㎡以上の各条件をすべて満たす事務所ビルの新築工事
イ）鉄道営業線近接工事、又は日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事
ただし、上記ア）、及びイ）は別々の工事でもよい。
②　共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積5,000㎡以上の事務所ビルの新築工事の施工実績を有すること。
⑹　単体、又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。また、次の基準を満たす工事管理者を本工事に配置できること。
①　監理技術者　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ア）に定める工事。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。）において監理技術者、主任技術者、又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験がそれぞれ１年以上であり、かつ１級建築士、又は１級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。
②　工事管理者　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。
③　その他　配置予定の監理技術者、及び工事管理者（以下あわせて「配置予定技術者」という。）にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑺　本工事に係る設計業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）
⑻　東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。
⑼　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）、及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに、共同企業体を構成する場合は共同企業体競争参加願書、委任状、及び共同企業体協定書（以下あわせて「参加願書等」という。）を提出する期限である提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当社から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者、及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。
⑽　申請書、資料、及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。
⑾　申請書、資料、及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当社との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。
⑿　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下あわせて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
⒀　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たす者であること。
①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと。（入札説明書参照）
②　構成員の数は２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上、３者の場合は20%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。（入札説明書参照）
③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
⒁　工事全般の安全管理計画、及び配置予定技術者の理解度・取組姿勢が不適切でないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準
①　工事全般の安全管理計画を評価する。
②　配置予定技術者の理解度・取組姿勢をヒアリング結果に基づき評価する。
⑵　総合評価の方法
①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者に標準点100点を与える
②　加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、①、②の合計点（10点満点）とする。
③　総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者は、価格、及び⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目により入札し、次のア）、及びイ）のすべての要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって算出された評価値の最も高い者を落札予定者とし、その者の工事請負入札書（以下「入札書」という。）に添付された工事内訳書、及び工事内訳明細書を審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。
ア）入札価格が基準価格の制限の範囲内であること。
イ）評価値が、標準点（100点）を基準価格で除した数値を下回らないこと。
ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、当該落札予定者となるべき者に照会、審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。
②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。
③　すべての入札参加者の入札価格が基準価格の制限の範囲外だった場合、随意契約に移行する。この場合、入札参加者の中から最低の価格の者を第１順位者に指名し、協議し、基準価格以下でその者と契約を締結する。（不調の場合は、次に低い価格の者と協議し、更に不調の場合は順次行う。）

4　入札手続等
⑴　担当箇所　〒192―8502 東京都八王子市旭町１番８号　東日本旅客鉄道株式会社　八王子支社　設備部企画課　小澤　嗣男　電話042―621―6618
⑵　入札説明書等の交付期間、場所、及び方法
①　期間　平成26年１月20日から平成26年２月12日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
②　場所　上記４⑴に同じ
③　方法、交付にあたっては、入札説明書5,000円、図面30,000円を徴収する。